

四分律宗の戒體の一考察

宮林 昭彦

これらによつてみると、法礪はむしろ「薩婆多論」により、戒體は色法であることを主張しているもので、この説によつてみるかぎり、有部によると云いうるのである。

懷素の戒體論の色法戒體説については、受戒健度篇に詳説しているが、いまは省略する。

道宣の「羯磨疏」には、戒體論について「如昔光師、依理明體、謂此聖法能爲道務、如鈔所顯、齊末立體即受五緣、由此體具便感前法、此則說緣爲體、河北魏部、雖依法數正解四分、偏廣多宗、江南晉師崇尚成實、依論出體、用通十誦」といつている。

これによつてみると、惠光は理を戒體とする説で「濟緣記」には「依理者、言理有二、一者大乘實理、即常住真心不生滅性、二者小乘權理、即生空、眞如生滅盡處、但云依理爲依何理」と評しているが、惠光の「四分疏」その他律に關する著作が存しないので明らかにすることはできない。

法礪の成實によるといふのは、何によつていふのか明かにしていない。相部宗の「四分律疏」にも「成實」を引いて論證しているところは見當らない。「四分律疏」の辨受體の一章において、とくに二戒の體を定めるのについて、「定二戒體、先依多論並是色法爲體、若解此義可爲六門」といつて、六門に分けて色法戒體の説を細部に亘つて明かにしている。

また、三聚分別においては、「作無作並色法爲體、心及四相不相應法是戒因、故論云、作及無作假色是分別色陰、又涅槃經云、以是無作色因緣故、故知唯色、所以然者、良由聲聞力劣但防身口故、發戒之時還從身口獲無作色以防七支、故作無作並局是色」といひ、さらに三色分別においては、不可見無體の色に屬し、法界の攝であると述べている。

齊末の五緣戒體説は「濟緣記」によれば、法願の説である。即ち、「次齊末者、即高齊法願律師、五緣即能受人等五種總緣、此五乃能成之緣、戒業是所感之法」といつている。河北魏部とは、その人を指していないが、法數は「四分」によるが、戒體は「多論」を引くとしているのは、法礪のことであろう。江南の晉師は成實を崇尚しといつているが、南方は當時専ら「十誦」が行われたにも拘らず、その戒體論は主として「成實論」の非色非心法の説が行われたというのである。これは、南方に「成實」が盛んであつた結果、これによつて律の戒體を判じたからであるとしている。

さらに業疏によると、南方は成實の研究と十誦律とが行われたため、「十誦」の戒體を「成實」によつて解釋し、北方は「阿毘曇心」

と「四分律」とが盛んであつたため、四分の戒體を有部の義で説くという状態であつたことである。

しかし、これは「四分」の戒體は非色非心法であり、十誦の戒體は色法であるという立場から解釋されるのが至當と考えられる。

この相部、東塔の二宗の立場を明確にしたのは後のことであるとして「後有碩學」といつているが、「濟緣記」には「未知何人、此師即依成實出四分體、準多雜出十誦體、故云通觀兩宗等」と釋しているが、この師は、道宣の師智首と考えられる。智首は「五部區分鈔」を著わし、各律の異同を究明したというから、これら戒體の説も智首によつて明らかにされた點が多い。

四分律の祖、曇無德は、成實の著者、訶梨跋摩よりも前代の人であるから、「成實」により「四分」の戒體を論ずることとは、決して當を得たとはいえないが、とにかく「四分」と「成實」との間に、理論關係の密接なことを明かにしたのは、智首によるものと考えられる。その理由は、道宣も「四分」の小乗としての立場から戒體を論ずるならば、それは「成實」によつて非色非心法戒體とすべきであると考えていたことは、智首を繼承する立場においては當然と思われる。故に業疏に「此方盛弘假實二宗、成實所辨正通四分曇無德宗、雜心俱舍乃解十誦薩婆多宗」といい、「解無作者、謂白四所發形期業體、一成續現經流四心、不藉緣辨、任運起故、三聚之中非色心攝」ともいつて、一々「成實」の文を引いてこれを證明している。しかるに、道宣はこの「成實」の説は、大乘に入るべき端著であつて、成實に一致する「四分」の一面には、分通大乘の意のあるものとみ、従つてその戒體論も一步轉進して、大乘の意をもつてこれを解釋するのが、正しいと主張するのである。

故に、行事鈔に、十誦と四分とを相對して「且如薩婆多部、戒本繁略指體不圓」といい「今曇無德部、人法有序軌用多方」といつているのであるが、ここにいうように色法戒體を斥けたのであり、大小に通じて無礙なことを讀揚したのである。さらに業疏にも「依成實宗分作與無作位體別者、由此宗中分通大乘、業由心起故、勝前計」とあるが、これは、十誦は有部により作無作共に色法というから、これに對し「作無作位體別」といつたのであり、前計とは十誦を指すのである。このように、道宣は、戒は小乗と雖も大乘の意をもつてこれを解すべきものとして圓教戒體の説を出したものだといわれているものである。道宣の大乘に基く心法戒體の説は、その根底を法相におくもので、これはいうまでもなく、道宣が玄奘の譯場に列席してその説を聞いたということに因由するものである。これはあたかも懷素が「俱舍」による戒體の義を立てたと同一の關係にあるものである。懷素は、道宣の「羯磨」を評して、その「僧羯磨」の序に「題云刪補隨機羯磨、斯有近兼自部之正文、遠取他宗之傍義、教門既其雜亂、指事屢有乖違」といつている。大乘、小乗をあわせてとり、諸部をまじえ陳るものと批難されてもいるが、これは道宣というより、北齊の惠光がすでに四分を解して大乘となしたとあり、その解釋は、今日傳えられていないが、道宣の師智首も、このような學風を煽揚したのもと考えられる。道宣と同門の玄揮の「毘尼討要」をみると、序分に「今所撰者、以四分爲字、若此文不足則用諸部補闕」といい、全篇四十章のなかには、その三十二に受菩薩戒章があり、通受の儀を明かにしている。通別二受を明らかにするのであり、大乘、小乗の二戒を説く一端としてみることもできる。(紙數の關係で註は省略する)